

豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生ごみ処理機器購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）生ごみ処理機 電動又は手動で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により当該生ごみを減容又は消滅させる機能を有する機器をいう。
- （2）生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進することを目的として作られた容器をいう。
- （3）生ごみ減量容器 自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅することを目的として作られた容器をいう。
- （4）基材 生ごみ堆肥化容器で使用する基材をいう。
- （5）生ごみ処理機器 生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器及び基材をいう。
- （6）ディスポーザー式生ごみ処理機 生ごみを粉碎して、直接、下水道や浄化槽に流す機能を有する生ごみ処理機をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、生ごみの減量及びその有効利用を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- （1）生ごみ処理機器の購入の日に、現に市内に住所を有し、購入後も引き続き住所を有する見込みがあること。
- （2）購入した生ごみ処理機器を、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化のために適切に使用し、かつ、管理できること。
- （3）生ごみ処理機器を、日本国内の販売店及び代理店から新規に購入すること。
- （4）生ごみ処理機器の使用状況等について、市が実施するアンケートに協力できること。
- （5）豊田市税を滞納していないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助の条件）

第5条 補助対象となる生ごみ処理機器は、令和7年3月1日から令和8年3月31日までに購入したものであり、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器については、1世帯につき1基とする。基材については、1世帯につき6個まで、ダンボールコンポスト一式については、1世帯につき3個とする。ただし、複数世帯であると認められる場合は、それぞれの世帯を補助の対象とすることができる。

2 補助金の交付を受けた生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器の購入の日から5年を超えているときは、新たな生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器を補助の対象とすることができる。

（補助金額・申請回数）

第6条 補助金額及び申請回数は別表1に定めるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、令和8年3月31日までに豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ支払証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

（1）領収書

（2）レシート

（3）その他支払いをしたことがわかる書類

3 規則第10条に定める実績報告は、前2項に定める書類をもって代えるものとする。

4 第5条第1項のただし書きの規定により、それぞれの世帯が生ごみ処理機器の補助を申請する場合は、第1項及び第2項に定めるもののほか、複数世帯申告書（様式第2号）を提出しなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

（1）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付申請の対象とした生ごみ処理機器を、他の者に転売又は貸与したとき。

（3）その他不適当と認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表 1

補助対象機器※ 1、※ 2	補助金額※ 3	補助申請回数	購入可能数
①生ごみ処理機	購入価格の 2 分の 1 (消費税含む) 上限：30,000 円	年度内に 1 回 まで	1 世帯につき 1 基まで
②生ごみ堆肥化容器			
③生ごみ減量容器		年度内に 2 回 まで	1 世帯につき 最大 6 個まで
④-1 基材			
④-2 ダンボールコンポスト 一式		年度内に 1 回 まで	1 世帯につき 最大 3 個まで

※ 1 ディスポーザー式生ごみ処理機は補助対象外とする。

※ 2 ①～④を併用した補助申請は可能とする。

※ 3 算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。